

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、豊中町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（かんがい排水事業）井ノ口地区）を行うことについて令和4年12月22日認可した。

令和5年1月10日

香川県知事 池 田 豊 人